

非常用井戸水質検査業務委託に関する質問・回答について

件名 非常用井戸水質検査業務委託

質問内容

番号	質問内容	回答
1	<p>【仕様書2 (1) および (3) につきまして】 ろ過装置通過水を採水し、非常用井戸の給水栓（蛇口）から行うとありますが、ろ過装置や給水ポンプ等の機器類の操作は、受託者で行うことがあるのでしょうか。</p>	<p>井戸ポンプについては、発電機を動力としているため「発電機の起動」を受託者に行っていただく必要があります。</p> <p>発電機の操作手順については、作業前に別途ご説明いたします。</p>
2	<p>【仕様書2 (4) につきまして】 「15分ほど放水した後に採水する」とありますが、放水した水は現地で廃棄可能でしょうか、若しくは回収して持ち帰ることになるでしょうか。</p>	放水した水は現地で廃棄可能です。
3	<p>【水質検査の項目につきまして】 一部の項目に関して外部委託は可能でしょうか。</p>	<p>白井市では、委託契約において「一括再委託の禁止」を原則としており、業務の主たる部分は原則として元請業者が履行することとなります。</p> <p>ただし、業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、契約締結後、所定の様式により事前に発注者（市）の承諾を得てください。</p>
4	<p>仕様書にて【検査業務に必要な機器類はすべて受注書が準備すること。】との記載がありますが、ろ過装置および水量メーターは受注者側にて準備する必要がありますでしょうか。 必要な場合、ろ過装置および水量メーターの機種詳細をいただけますでしょうか。</p>	ろ過装置及び水量メーターについては、井戸に付属しているものを使用していただきますので、準備していただく必要はありません。